(57)　(56)に掲げる地点から三五一度〇〇分四メートルの地点
(58)　(57)に掲げる地点から三五一度〇〇分七メートルの地点
(59)　(58)に掲げる地点から一一二度〇〇分五メートルの地点
(60)　(59)に掲げる地点から三五〇度〇〇分六九メートルの地点
(61)　(60)に掲げる地点から二九六度〇〇分三六メートルの地点
(62)　(61)に掲げる地点から一九度〇〇分二二メートルの地点
(63)　(62)に掲げる地点から一一六度〇〇分八メートルの地点
(64)　(63)に掲げる地点から一一六度〇〇分四二メートルの地点
(65)　(64)に掲げる地点から一二四度〇〇分三九メートルの地点
(66)　(65)に掲げる地点から一一七度〇〇分四四メートルの地点
(67)　(66)に掲げる地点から四二度〇〇分四〇メートルの地点
(68)　(67)に掲げる地点から六三度〇〇分五三メートルの地点
(69)　(68)に掲げる地点から九五度〇〇分四六メートルの地点
(70)　(69)に掲げる地点から八七度〇〇分四七メートルの地点
(71)　(70)に掲げる地点から一〇八度〇〇分四六メートルの地点
(72)　(71)に掲げる地点から一二二度〇〇分四六メートルの地点
(73)　(72)に掲げる地点から一一五度〇〇分一五九メートルの地点
(74)　(73)に掲げる地点から一一九度〇〇分一六二メートルの地点
(75)　(74)に掲げる地点から一六七度〇〇分七二メートルの地点
(76)　(75)に掲げる地点から一八二度〇〇分一三七メートルの地点
(77)　(76)に掲げる地点から一八五度〇〇分一三六メートルの地点
(78)　(77)に掲げる地点から一一〇度〇〇分三〇メートルの地点
(79)　(78)に掲げる地点から一七一度〇〇分二二メートルの地点
(80)　(79)に掲げる地点から三九度〇〇分三〇メートルの地点
(81)　(80)に掲げる地点から六五度〇〇分三〇メートルの地点
(82)　(81)に掲げる地点から七八度〇〇分二六メートルの地点
(83)　(82)に掲げる地点から九二度〇〇分四五メートルの地点
(84)　(83)に掲げる地点から一二七度〇〇分三六メートルの地点
(85)　(84)に掲げる地点から一五六度〇〇分三三メートルの地点
(86)　(85)に掲げる地点から一七六度〇〇分三四メートルの地点
(87)　(86)に掲げる地点から二三六度〇〇分四七メートルの地点
(88)　(87)に掲げる地点から二四〇度〇〇分四五メートルの地点
(89)　(88)に掲げる地点から二二九度〇〇分四〇メートルの地点
(90)　(89)に掲げる地点から二六〇度〇〇分三三メートルの地点
(91)　(90)に掲げる地点から三二九度〇〇分四四メートルの地点
(92)　(91)に掲げる地点から三〇六度〇〇分三六メートルの地点
(93)　(92)に掲げる地点から二七九度〇〇分二七メートルの地点
(94)　(93)に掲げる地点から二四五度〇〇分三七メートルの地点
(95)　(94)に掲げる地点から二五〇度〇〇分三〇メートルの地点
(96)　(95)に掲げる地点から二八七度〇〇分二五メートルの地点

附　則

平成二十二年国土交通省告示第四十八号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）は、廃止する。

〇国土交通省告示第八百八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第百十七号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

工事の区域の表を次のように改める。

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(39)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　四等三角点「丸林」安芸郡坂町字参王峠二番、五番（北緯三四度二〇分三九秒六一七九、東経一三二度三一分一八秒四五六八）から三九度五六分四七秒一九一六・三メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から四度二九分四一秒一一九・五メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から三四九度四八分二一秒一四一・五メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から三度四三分〇五秒四三・四メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から一一度四九分〇七秒六七・八メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から二八度四二分二二秒二八・一メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から一二七度一六分三一秒一九七・六メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一五四度三一分三五秒九・六メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から一二一度一八分一〇秒五三・八メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から一一六度五五分〇九秒九四・二メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から一〇五度五二分二二秒四七・四メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から三二度二四分二三秒二二・四メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から二八七度一六分二〇秒五七・〇メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から二九八度一六分三一秒六九・九メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から三一〇度〇八分二五秒二六五・三メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から二九〇度〇四分三五秒五八・九メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良	平成二十一年一月三十日